

= 處理必須 =
PCB含有設備

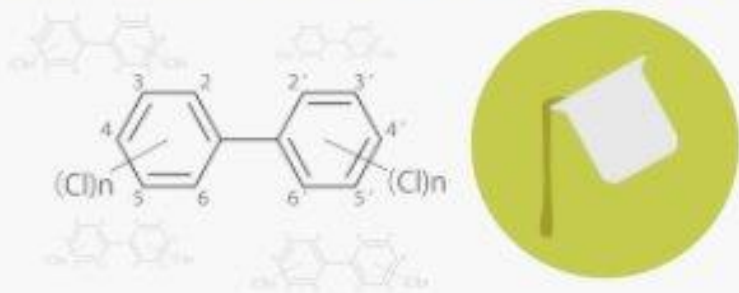
= 処理必須 = PCB含有設備

1. PCBとは

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。

PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

人工的に作られた、主に油状の科学物質



※1972年(昭和47年)の行政指導(通産省)により
製造中止、回収等の指示

= 処理必須 = PCB含有設備

2. PCBの危険性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、1968年（昭和43年）に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。カネミ油症は、昭和43年10月に、西日本を中心に、広域にわたって発生した、ライスオイル（米ぬか油）による食中毒事件です。症状は、吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様です。



出典：環境省ホームページ(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pcb.html>)

= 処理必須 = PCB含有設備

3. PCB廃棄物処理の経緯

PCBはその有用性から広範囲に使用されるも、その毒性が明らかになり1972年（昭和47年）に製造が中止になりました。それから約30年間に渡り民間主導で処理施設の立地が試みられましたが、地元住民の理解が得られず立地には至りませんでした。

保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特措法）が公布され、同年7月15日から施行されました。



出典：環境省ホームページ(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pcb.html>)

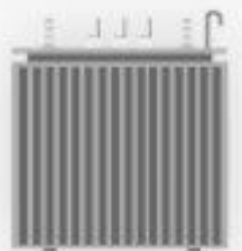
= 処理必須 = PCB含有設備

4. PCB使用機器について

PCBが使用された代表的な電気機器等には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。

PCBが含まれている変圧器やコンデンサーは、古い工場やビル等で使用されており、安定器は古い工場や学校等の蛍光灯等に使用されていました。なお、工場や学校などの施設に使用されていた蛍光灯が対象で、一般家庭の蛍光灯にPCBを使用したものはありません。

代表的なPCB使用電気機器等



変圧器(トランス)



コンデンサー



安定器

= 処理必須 = PCB含有設備

5. PCB含有設備の処理および更新の対応

- 高濃度PCB処理期限は**2022年3月末まで**（照明は2023年3月末まで）
- 低濃度PCB廃棄物の処分期間は**2027年3月末まで**
- 期限を過ぎると処理事業者が受け入れを停止します
- 期限間際は業者の混雑が予測され安心できません
- **1972年以前に製造された製品は高濃度PCB含有の可能性あり**
（照明は1977年以前の建物の照明器具に高濃度PCB含有の可能性あり）
- 処理せずに放置すると**3年以下の懲役**または、**1,000万円以下の罰金**が課せられます！

<高濃度PCBが含有されている場合の処理期限>

2022年
3月末まで



変圧器



コンデンサ

2023年
3月末まで



蛍光灯器具



水銀灯器具



低圧ナトリウム灯器具

見積もり・相談受け付けております。

お電話でのお問合せ・ご相談（無料）

下記番号からご連絡ください。

0254-43-5345

WEBでのお問合せ・ご相談（無料）

下記のキーワード検索しWEBサイトへアクセスください。

キュービクルエンジ

検索



キュービクルエンジ